

記載要領

(ア) この名簿は、**04**「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において6ヶ月を超えて在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2業種までとする。

【参考】

建設業法第7条第2号

(イ) 学校教育法に基づく学校（大学「短大含む」・高等専門学校・高校）の指定学科を卒業後、同学科に関連する工事に関し、一定期間（大学「短大含む」3年・高等専門学校3年・高校5年以上）の実務経験を有する者（技術者資格区分コード：001）

(ロ) いずれかの建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者（原則として2業種まで）（技術者資格区分コード：002）

(ハ) 一定の資格（土木施工管理技士・建築士等）を有する者

建設業法第15条第2号

(イ) 国土交通大臣が定めた試験等に合格した者

(ロ) 建設業法第7条第2号イ・ロ・ハに該当する者のうち、元請で4500万円以上の工事に関して2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

(ハ) 国土交通大臣が同号イ又はロと同等の能力を有する者と認定した者。

イと同等 技術者資格区分コード：003

ロと同等 技術者資格区分コード：004

(イ) **81**「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば**003**、12枚目であれば**012**のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

(ウ) 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。

(エ) 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。

(オ) 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

(カ) 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

(キ) 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

(ク) 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。

(ケ) 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。